
光コラボレーションモデルの 提供条件等について

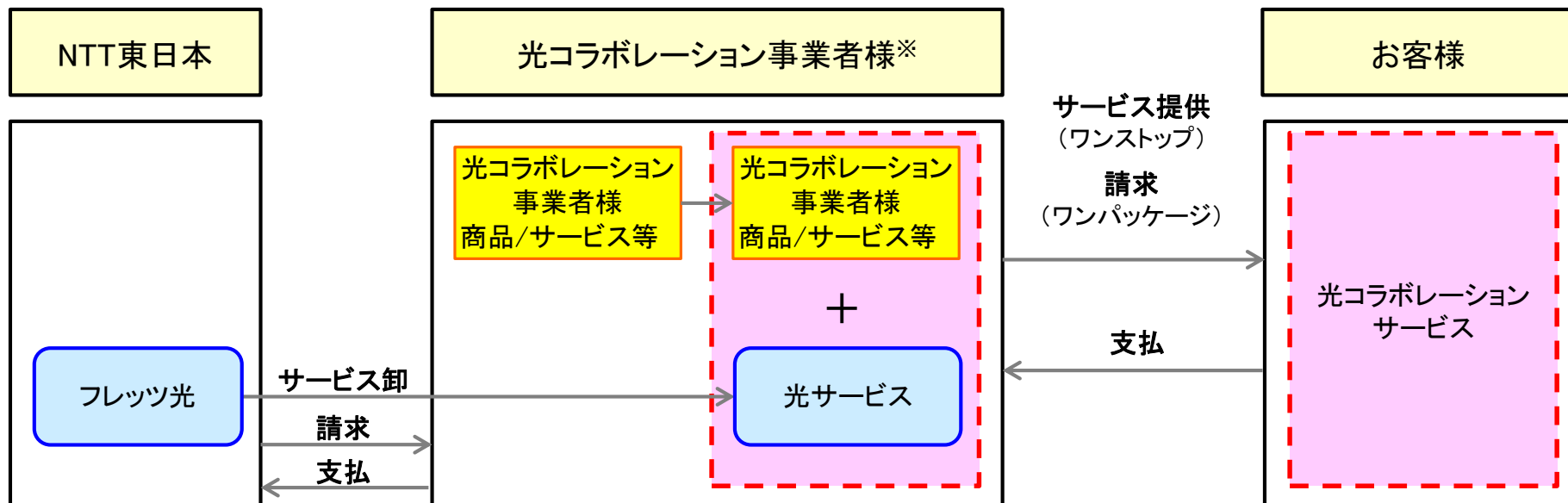
2 0 2 0 年 2 月 1 8 日

東日本電信電話株式会社

1. 「光コラボレーションモデル」とは
 2. 光コラボレーションモデルの対象サービス等
 3. 光コラボレーション事業者様との業務分担
 4. 「転用」手続きについて
 5. 「事業者変更」手続きについて
(参考)光コラボレーションモデルにおける契約形態
 6. 光コラボレーション事業者様にご留意いただきたい事項
 7. 光コラボレーション事業者様からNTT東日本等への業務委託
 8. サービス提供開始までの手続きの流れ
- 本件に関するお問い合わせ先

1. 「光コラボレーションモデル」とは

- 「光コラボレーションモデル」では、NTT東日本が提供している「フレッツ光」を光コラボレーション事業者様にサービス提供いたします。
- 光コラボレーション事業者様の商品/サービス等と光サービスとのパッケージ化により、新たな価値を創出することで、ICT市場の活性化を目指します。



※光コラボレーション事業者様は電気通信事業者である必要があります。

【光コラボレーションモデルの特長】

- (1) 光の設備投資が不要であるため、光サービスを組み合わせた新たなサービスの事業化が容易です。
- (2) 光コラボレーション事業者様のブランド(光コラボレーション事業者様のサービス)として、光コラボレーション事業者様の商品/サービス等とのパッケージ化により、ワンストップでのサービス提供が可能となります。
- (3) 光コラボレーション事業者様のサービスとして、お客様向け料金メニューの設定が可能となります。

2. 光コラボレーションモデルの対象サービス等

- 光アクセスサービスに加え、一部付加サービスについて提供いたします。
- 今後も、市場ニーズを捉えながら対象サービスを拡大していく予定です。
- なお、フレッツ 光ライトプラス(2段階定額)、ひかり電話及び付加サービスのみを対象サービスとして利用することはできません。

【対象サービス】

必須	光アクセスサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ ・ フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ ・ フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ ※1 ・ フレッツ 光ネクスト マンションタイプ ・ フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ ・ フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ ※1 ・ フレッツ 光クロス ※2
任意選択	光アクセスサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ フレッツ 光ライトプラス(2段階定額) * 戸建住宅向けメニューのみの提供となります。 * フレッツ 光ライトとは異なるサービスです。
	ひかり電話 ※3	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひかり電話(基本プラン、エース) ・ ひかり電話オフィス ※4 ・ ひかり電話オフィス・エース ※4
	付加サービス ※6	<ul style="list-style-type: none"> ・ リモートサポートサービス ・ フレッツ・テレビ伝送サービス ※5 ・ 24時間出張修理オプション

- ※1 無線LANルータは含みません。ご希望により別途ご提供可能です。
- ※2 IPoE方式のみの提供となるためPPPoEセッションを用いる接続は出来ません。
- ※3 フレッツ 光クロスではご利用になれません。
- ※4 フレッツ 光ライトプラス(2段階定額)ではご利用になれません。
- ※5 放送サービスのご利用には別途放送事業者様とおお客様の契約が必要です。
- ※6 上記以外の付加サービスは原則、NTT東日本からお客様に直接提供します。

【提供エリア】

NTT東日本のフレッツ 光ネクスト・フレッツ 光ライトプラス・フレッツ 光クロス提供エリアと同一のエリア
 ※各自治体様とIRU契約を締結しているフレッツ 光ネクストエリアについては、提供にあたりNTT東日本と各自治体様との調整が必要です。

【提供単位】

1回線単位

3. 光コラボレーション事業者様との業務分担

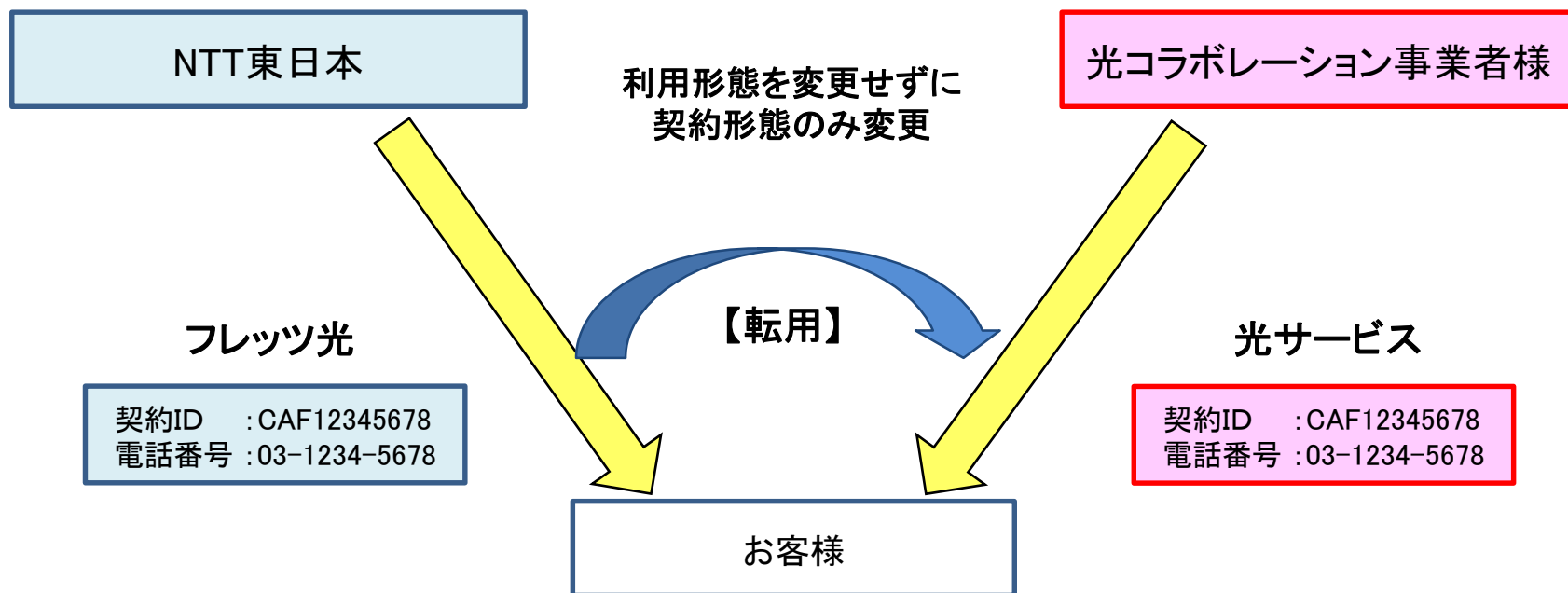
- 原則、光コラボレーション事業者様がすべてのお客様対応を実施します。
- 光コラボレーション事業者様のサービス提供開始以降に、お客様から移転・解約・品目変更等の申し出があった場合につきましても、光コラボレーション事業者様がお客様の対応を実施します。
- 開通工事や故障修理等の業務は、NTT東日本が実施します。
- NTT東日本が開通工事や故障修理等を円滑に実施するため、光コラボレーション事業者様からお客様の情報を提供していただき、当該目的に限定しNTT東日本において保持・利用させていただきます。
- 光コラボレーション事業者様の実施する業務の一部を、NTT東日本及びNTTグループ会社にて受託することも可能です。

プロセス		実施主体	業務内容
自社商品等	光サービス		
販売からサービス提供まで※	販売・受注	光コラボレーション事業者様	・ サービス・商品のお客様への販売、および注文受付
	注文受付		・ お客様との注文内容の確認、および工事日調整
	契約内容通知		・ 「開通のご案内」等、お客様に対する契約書面の通知
	開通工事	NTT東日本	・ 光サービスの開通工事
	料金請求・回収	光コラボレーション事業者様	・ お客様への料金請求・回収
	アフターサポート	問合せ対応 等	光コラボレーション事業者様
故障修理		NTT東日本	・ 光サービスの故障修理

※移転・解約・品目変更の場合も同様のフローとなります

4. 「転用」手続きについて

- お客様がご利用しているフレッツ光から光コラボレーション事業者様が提供する光サービスに円滑に切替を行うため、フレッツ光をご利用中のお客様のご利用環境を変更することなく、契約形態のみ変更する手続きを「転用」といいます。※1
- 転用前に利用していたフレッツ光の契約IDとひかり電話の電話番号は、転用後も変更なくご利用いただくこととなります。※2



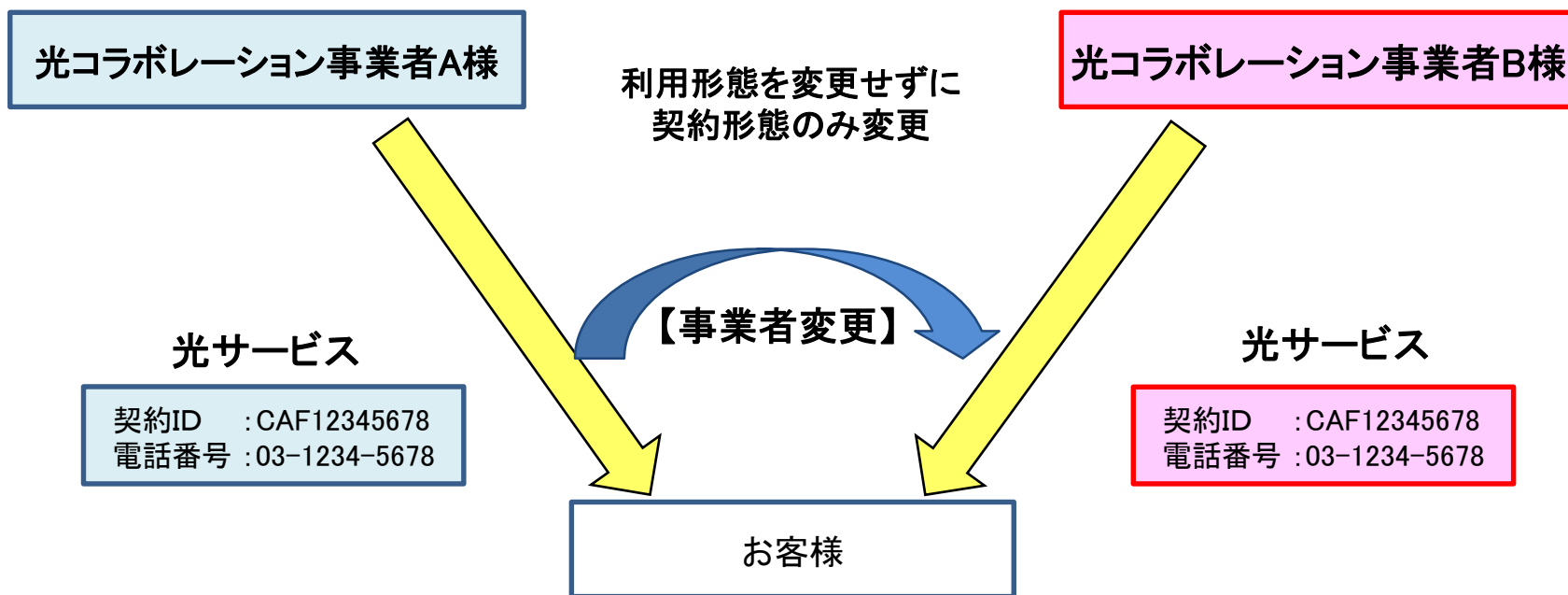
※1 光コラボレーションモデル対象外サービスについては、引き続きNTT東日本からご提供させていただきます。

※2 転用と同時に品目変更・移転がある場合、契約ID・ひかり電話の電話番号の変更、工事が発生する場合があります。

その他、転用手続きについての詳細は、弊社ホームページ(<https://flets.com/app4/input/index/>)をご確認ください。

5. 「事業者変更」手続きについて

- 光コラボレーション事業者様が提供する光サービス(NTT東日本より提供を受けた光アクセスサービスを利用したもの)をご利用中のお客様が、他の光コラボレーション事業者様※1の提供する光サービスへ工事不要※2で移行することを「事業者変更」といいます。
- お客様は、ご契約中の光コラボレーション事業者様との契約が解約となり、変更をご希望の光コラボレーション事業者様と新規で契約を結んで頂きます。
- 事業者変更前に利用していた光アクセスサービスの「お客様ID」及び「ひかり電話番号」は、事業者変更後も変更なくご利用いただけます※3。



※1 移行先がNTT東日本となる場合があります

※2 事業者変更と同時に光アクセスサービスのタイプ変更・移転等を行う場合、工事が必要なケースがあります。

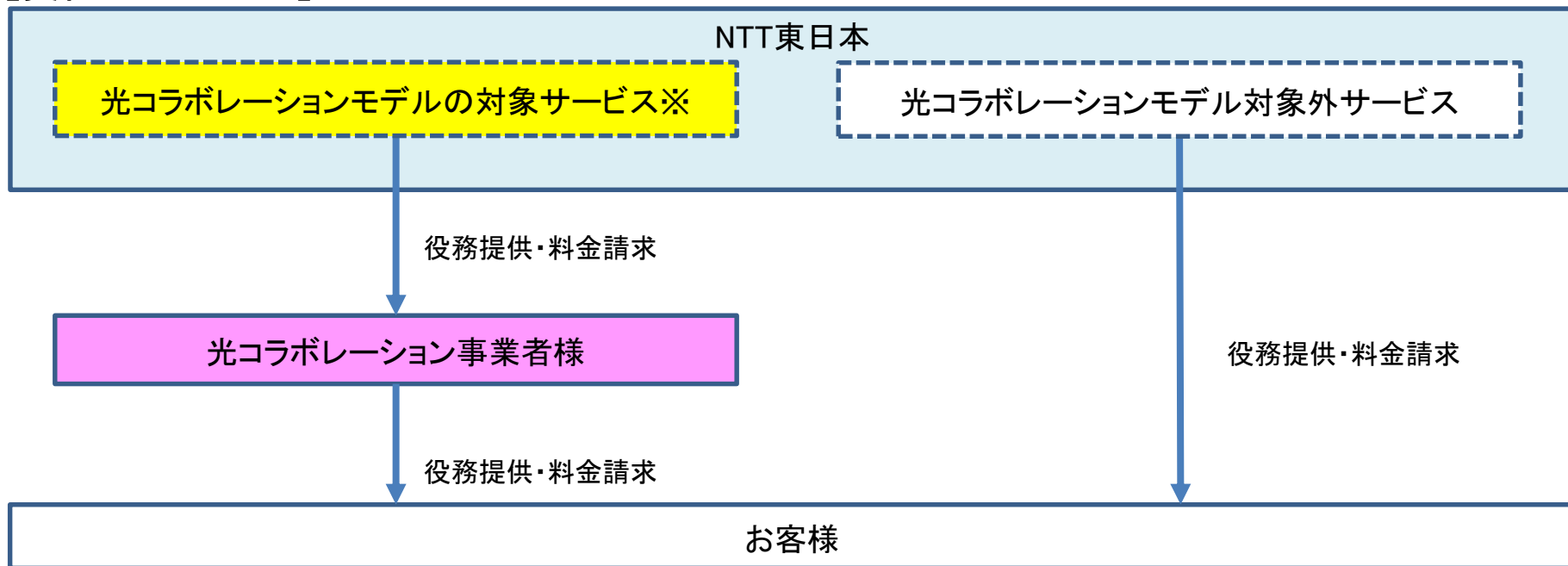
※3 事業者変更と同時に光アクセスサービスの移転等を行う場合、ひかり電話の電話番号の変更が発生する場合があります。

その他、事業者変更手続きについての詳細は、弊社ホームページ(<https://flets.com/app10/kaiji/>)をご確認ください。

(参考) 光コラボレーションモデルにおける契約形態

- 転用のお申込みにおいて、お客様の利便性を確保するために、光コラボレーション事業者様が光コラボレーションモデルにて提供しない付加サービスについては、お客様から解約のお申込みがない限り、転用後も引き続きNTT東日本が直接お客様にサービス提供します。
- 新規のお申込みにおいて、光コラボレーションモデル対象外の付加サービスについては、お客様からNTT東日本に申込みがあった場合は、NTT東日本が直接お客様にサービス提供します。

【契約形態イメージ】



※ 光コラボレーションモデル対象商品であった場合においても、光コラボレーション事業者様が提供しない商品については、NTT東日本からお客様へ直接提供いたします。

6. 光コラボレーション事業者様にご留意いただきたい事項

- 光コラボレーション事業者様は、光コラボレーションモデルをお申込みいただく際に、以下の事項についてご留意いただきます。

【留意事項】

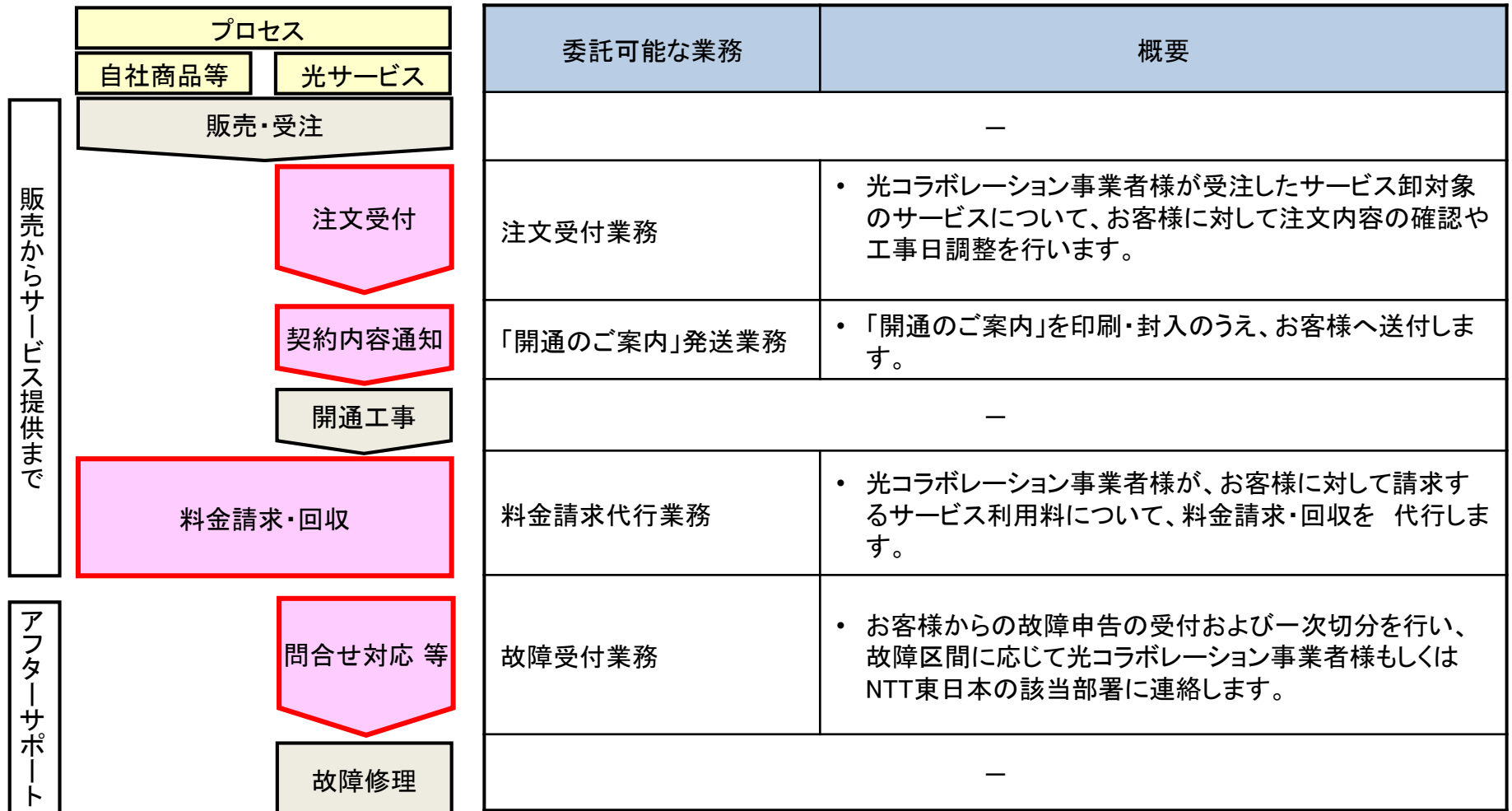
- 以下の事項に当てはまる場合は、提供をお断りすることがあります。
 - 電気通信事業者の届出を行っていない場合
 - 反社会勢力に関与している、あるいは公序良俗に反する事業を営んでいる場合
 - 事業運営上支障が生じるなど当社の信用・利益を損なうおそれがある場合
 - 当社又は第三者の保障された権利(知財等)を害するおそれがある場合
 - 設備の大規模な改修を伴う等、技術的または経済的に著しく困難な場合
- サービス提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるとNTT東日本が判断した場合は、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により債務の履行の担保を求めることがあります。

【その他の制限事項】

自家利用の禁止	<ul style="list-style-type: none">• 光コラボレーション事業者様が専ら自社(一定の基準を超える資本関係があるグループ会社など実態として同一の企業と考えられる場合を含みます)での利用を目的に卸サービスを利用することはできません。
相互接続等との併用時の扱い	<ul style="list-style-type: none">• 光コラボレーション事業者様が、卸サービスの顧客情報を用いるなどして、意図的に卸サービスから相互接続または当社以外の設備を用いて提供される競合サービスへの移行を継続・反復的に行っている場合は、卸サービスの契約を解除し、違約金を適用させていただきます。
役務を再卸する場合の扱い	<ul style="list-style-type: none">• 光コラボレーション事業者様が光サービスの再卸を希望される場合は、事前にお申出いただきお客様に対する責任の範囲について別途協議させていただきます。• 光コラボレーション事業者様が提供するサービス等の販売を第三者に委託することは可能です。

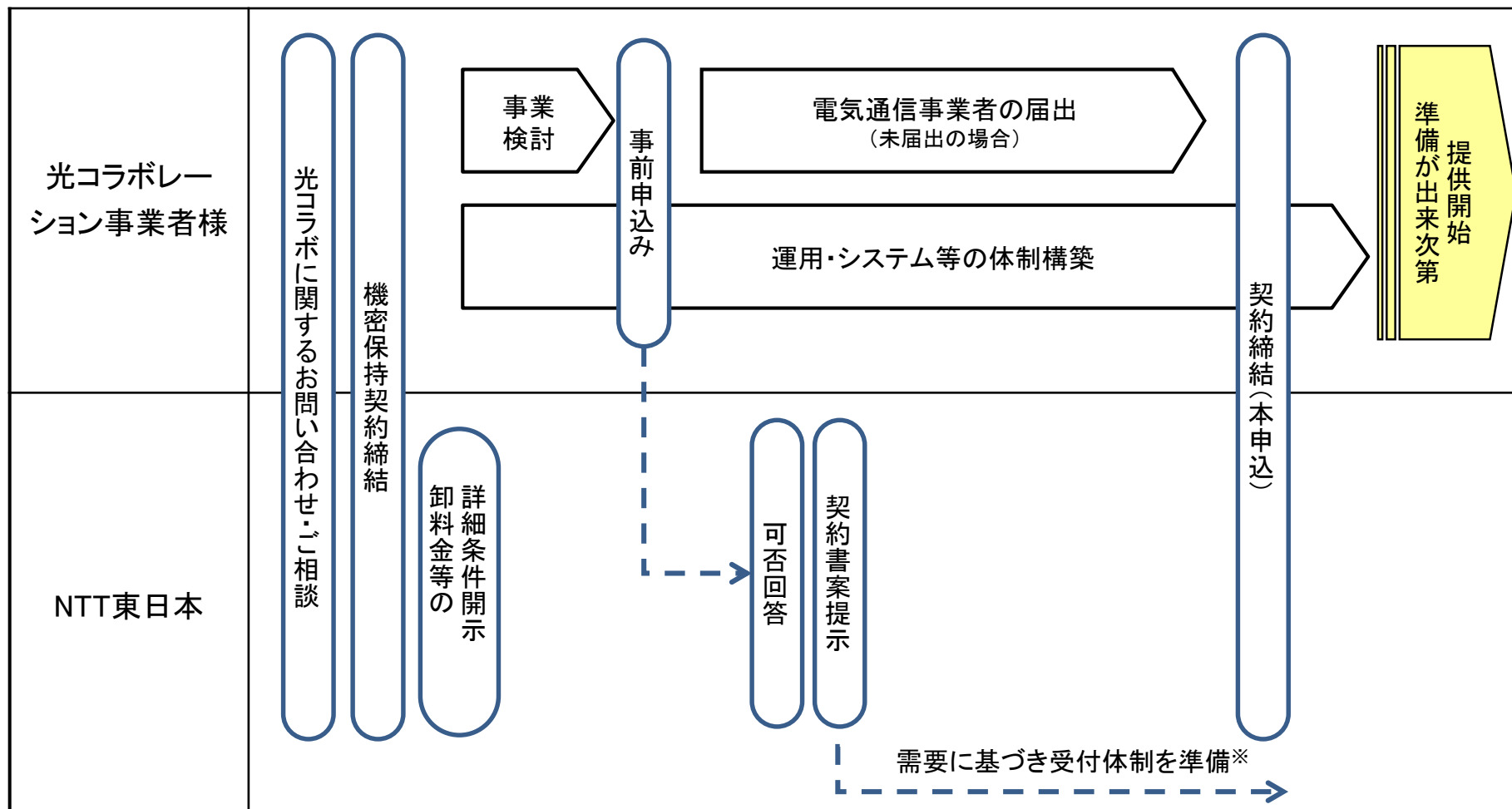
7. 光コラボレーション事業者様からNTT東日本等への業務委託

- 光コラボレーション事業者様が円滑に事業を開始できることを目的として、光コラボレーション事業者様が実施する業務の一部をNTT東日本及びNTTグループ会社へ委託するスキームをご提供いたします。



8. サービス提供開始までの手続きの流れ

- 光コラボレーション事業者様がサービスを提供開始するまでの手続きの流れについては、以下のとおりです。



※ 需要数やシステム改修の有無等によっては準備に時間がかかる場合があります。

- 「光コラボレーションモデル」にご関心をお寄せいただいた事業者様とは、機密保持契約を前提に料金や業務フロー等を含んだ詳細条件を提示させていただきますので、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

東日本電信電話株式会社
ビジネス開発本部 第四部門

E-mail: hikari_collabo-gm@east.ntt.co.jp